

羽曳野市立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

< 目 次 >

1. 計画の趣旨・現状 P2
2. 目標 P3
3. 計画の期間 P3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 P3～
5. 関連する取組、今後のフォローアップ P6～

令和8年1月

羽曳野市教育委員会

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、専門性を最大限に発揮して、教育活動をすすめることにより、教職員の働きがいと働きやすさを担保し、学習指導要領において示されている教育理念達成に向けて、よりよい教育を施すことを目的として、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、及び、文部科学省の指針に基づき策定するものである。

羽曳野市教育委員会（以下、教育委員会とする）が策定する「業務量管理・健康確保措置実施計画」は、教職員の働き方改革を進め、本市教育振興基本計画の基本理念である「豊かな人生を切り拓き 社会の持続可能な発展を支える人づくり」の実現をめざすものである。本計画は、教職員の健全な労働環境を整備し、児童・生徒へのよりよい教育へとつなげることを趣旨としている。

教育委員会は、本計画を学校と連携して推進し、保護者や地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、羽曳野市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することをめざす。

本計画は、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な計画遂行を進めていく。

(2) 本市の現状

本市では、令和3年3月に、所管に属する学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、「羽曳野市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の時間外在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下の通りであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月26時間31分	14%	1%
中学校	月52時間54分	62%	15%

時間外在校等時間が45時間を超える割合が高くなっている。授業準備や部活動、生徒指導事案対応などの業務負担が大きくなっており（管理職ヒアリングから）、業務の見直しを図ることによって、教職員の業務に、教育活動全般の質の向上のために必要な時間を創出することが必要である。

2 目標

教職員が、児童・生徒や保護者・地域との信頼関係の構築や専門性の発揮により、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいと働きやすさを実感できることをめざす。

本計画において達成をめざす目標は以下の通り。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1 か月時間外在校等時間が 80 時間以下の割合を 100%にする。
- イ 1 年間における 1 か月時間外在校等時間の平均時間を 45 時間以下にする。
- ウ 1 年間における時間外在校等時間の平均時間を 360 時間以下にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和 6 年度の数値】

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 16 日以上にする。【15 日】
- イ ストレスチェックにおける仕事への満足度（働きがい）の値を 50%以上とする。
【小学校 44.4% 中学校 31.3% 義務教育学校 39.1%】

3 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度

4 実施に関する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動
 - ・各地域の実情を踏まえつつ、児童・生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
 - ・学校だより、学校ホームページなどを通じて、保護者、地域による通学路の見守りを促進する。
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童・生徒が補導されたときの対応
 - ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わない。
 - ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童・生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ③ 学校徴収金の徴収・管理
 - ・中学校給食費の徴収については、令和 7 年度 2 学期より公会計化され実施しており、小学校についても検討する。
 - ・公会計化している中学校給食費徴収以外について、徴収業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討する。

- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
 - ・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとする。その際、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、責任や負担が偏らないように、教職員間の適切な役割分担を行う。
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・学校における対応が困難な事案について、学校がスクールロイヤーに相談できる体制を充実させる。
 - ・当該苦情等に直接対応する相談窓口の設置について検討する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑥ 調査・統計等への回答
 - ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答にかかる事務負担を軽減する。
 - ・学校事務体制強化のため、学校事務職の共同実施を継続する。
- ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
 - ・当該業務を学校において行う場合は、必要に応じて市 ICT 支援員を活用する。
- ⑧ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・教育委員会と連携を図りながら、各学校の実情に応じて市 ICT 支援員を活用する。
- ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
 - ・教職員による学校プールの管理については、必要に応じてプール循環ろ過装置管理業務業者を活用する。
 - ・学校プールや体育館の地域開放施設の管理業務について、施設の集約・共同利用や民間委託も含めて、教育委員会が学校と連携して検討していく。
- ⑩ 校舎の開錠・施錠
 - ・教職員間の役割分担を見直し、特定の教職員に責任や負担が偏らない環境を整備する。
- ⑪ 児童・生徒の休み時間における安全への配慮
 - ・安全点検等を予め行ったうえで、学級担任等の特定の教職員のみが対応するのではなく、学校の教職員全体で輪番等にするなど工夫し、負担軽減を図る。
- ⑫ 校内清掃
 - ・実施回数や範囲の合理化、輪番等による工夫を促進する。
- ⑬ 部活動
 - ・教育委員会と学校が連携し、部活動の地域展開の在り方を検討する。
 - ・教育委員会において、部活動指導員の配置を促進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ⑭ 給食の時間における対応
 - ・給食時に行う食に関する指導については、栄養教諭または学級担任等が行う。
 - ・給食時における児童・生徒の見守りについては、児童・生徒の発達段階や実態に応じて、

学級担任のみならず、教職員等による組織的な体制を構築したうえで実施する。

⑮ 授業準備

- ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを積極的に配置するとともに、ICT 活用を促進する。

⑯ 学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能や自動採点システム等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

⑰ 学校行事の準備・運営

- ・修学旅行、その他の学校行事にかかる関係機関との日程調整、物品準備等業務について、当該行事に関わる教職員のみならず、学校全体での協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法も検討する。

⑱ 進路指導の準備

- ・児童・生徒の卒業後の情報収集等について、学校全体での協働を促す。

⑲ 支援が必要な児童・生徒・家庭への対応

【カッコ内は令和 6 年度の数値】

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を増やす。スクールソーシャルワーカーの当該会議への参加目標を 70%【57%】とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、医療、福祉、警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年 2 回【1 回】は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことができる体制を構築する。
- ・児童・生徒の課題の状況に応じ、効果的な支援が期待される業務について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、支援教育支援員（介助員）、日本語指導支援員、医療や福祉に関する専門人材など、教職員との協働を促進する。

(2) 学校における措置の促進

【カッコ内は令和 6 年度の数値】

- ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に授業時数を大幅に上回って（小 4 以上では年間で 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるように見直す。
- イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、掃除時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ウ デジタル技術の活用により、出退勤や各種申請などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況（半分以上デジタル化）を 80%にする。【62%】
- エ 勤務時間外の電話対応については、令和 5 年度に全校に導入された音声ガイダンスで対応を継続する。

音声ガイダンス対応時間 小学校：午後 6 時 00 分～午前 8 時 00 分および休業日
中学校：午後 7 時 00 分～午前 7 時 45 分頃および休業日

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

【カッコ内は令和 6 年度の数値】

- ア 1 か月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教職員に医師による面談指導を実施する。
- イ 終業から始業までに 11 時間を目安とする勤務時間インターバル（休息時間）の確保に取り組む。
- ウ ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善に努める。【48.9%】
- エ 心身の健康問題についての相談窓口設置を継続する。
- オ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるように各学校に対して取得を促進する。
- カ 令和 9 年度中に、学校における定時退勤推進日を週 2 回以上設定するよう推進する。夏季休業中に 3 日間、冬季休業中の 1 月 4 日を学校閉庁日として設定することを継続する。
- キ 早出遅出勤務活用など、柔軟な働き方について検討する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校時間の状況を把握し、毎年度、市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会議及び総合教育会議において報告することとする。
- (2) 学校での児童・生徒の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に努め、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している校務支援システムを活用し、学校から教育委員会への毎月の報告を義務付け、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果や教職員アンケートの回答から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題がみられるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や業務の持ち帰りが課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることをめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を行う。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、さまざまな機会をとらえ各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに府教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の 3 分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容に

ついて周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。